

マイナ保険証をご利用ください

問 健康推進課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 TEL65-3008

マイナ保険証を使うメリット

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆様の保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を確認できるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

◎本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。本年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。

有効期限が令和7年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

◎本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。）

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、下記の2つの準備をお願いします。



①マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能！

- オンライン申請
(パソコン・スマートフォン)
- 郵便による申請
- 証明写真機からの申請
- 役場窓口での申請

②マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録方法は様々！

- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています